

る従つて彼等が如何に正義の爲と全従業員の爲とを叫んで居てもそれは口先だけの我々を誤魔化
せんとする言葉であり會社が我々従業員の要求を蹂躪し同志會を打壊せしが爲にゴラ幹を買
収して作り上げた御用組合である事は前記の事実でハッキリ判ると思ふ彼等が買収されたのみなら
ず御用組合を作り上げた会社の資力と存つて我々従業員に對抗して来たと言ふ事は断然許すべから
ざる全従業員の敵であり今後は彼等を新友会と共に社會から投り出さるはねばならぬ我々は幾度
かゴラ幹によりて苦しみ経路を味はされた過去を顧みず時此度こそは彼等を断然本同志會より除き
ると共に今後とも全社の買収に引かざる麻糸は徹底的に蹴飛ばし彼等の如く全従業員の利益
に及するが如き者は全従業員のために断然とるべき法を執る事と決議する者である。

一九二七、一一、二三、 實用同志會爭議團本部

指合

昭和二年十一月廿三日 實用同志會爭議團本部

爭議對策委員會ニ於テ左ノ如ク決定候事御合行相成度

一各支部ニ於テ會合ノ場合ハ議案 場所 時間ヲ本

部ニ通知スルコト

一各支部ノ會合ニハ必ず本部員列席ノコト

租シ不部員不在ノ場合ハ對策委員之レニ代ルコトア
ルベシ

一支部ニ於ケル爭議資金徵收ヲ確實ニスルコト

一自治管理ノ報告ヲ完全ニスルコト

一本部誌員ハ確實ニ出席スルコト以上

